



# くるにゃん通信

## 愛媛県介護支援専門員協会の 「これまで」を振り返ります

有志募集中



平成26～27年頃

協会発足にむけて有志を募る

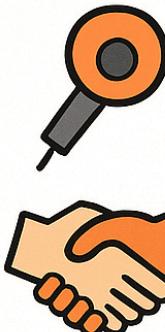
平成27年12月12日

設立準備記念講演会の開催



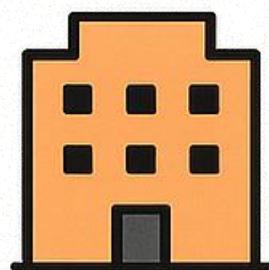
平成28年5月21日

愛媛県介護支援専門員協会総会・発足式

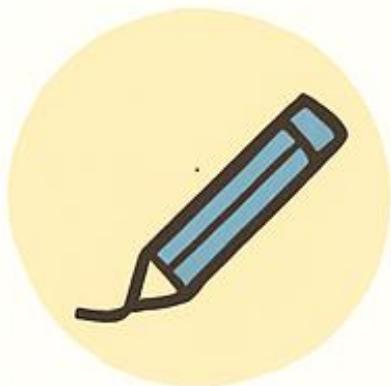


令和4年6月

法人格を取得



# 実はこんなことがありました(裏話！？)



## 協会発足にむけて有志を募る

平成 26～27 年頃は、都道府県で県単位の組織がないのは愛媛を含む数か所でした。そこで、愛媛県内の主任介護支援専門員に向けてアンケートを実施し、そのアンケートで協力の意思を示してくれた人達が役員、協力員となりました。



## 設立準備記念講演会の開催

「地域包括ケアにおけるケアマネジャーの役割」というテーマで大正大学名誉教授の橋本泰子先生に記念講演をしていただきました。また、聖カタリナ大学様のご厚意で会場を無償で提供していただきました。莊厳な雰囲気で門出に向けた気持ちを新たにすることができました。



## 愛媛県介護支援専門員協会総会・発足式

愛媛県内の関係する行政、職能団体の皆様、四国 3 県の介護支援専門員組織の会長にご列席をいただきました。「改めて介護支援専門員の役割を認識する」というテーマで厚生労働省老健局振興課佐藤美雄様に講演をしていただきました。

当時の塩崎泰久厚生労働大臣が祝辞にかけつけてくださるなど、ありがたいハピニングがありました。

# 令和4年6月 法人格取得

## 法人化のメリット



### 行政・団体との交渉力 UP

任意団体よりも「責任ある団体」として信頼を得やすい



### 安定した運営

活動・契約の継続性を担保

会員にとって

安心できる体制へ

## 協会が果たす5つの役割



### 現場の声を吸い上げる

個人では届かない声を  
「職能団体」として発信



### 会員交流・多職種連携

地域を超えた場をつくり  
孤立感の軽減や専門職  
としての成長を促す



### 行政・関係団体と協働

県や市町村などとの意見  
交換の場に参加し、制度  
運用に現場の視点を反映



### 社会への広報

地域住民やメディアへの  
広報を行い、介護支援専門  
員の役割を理解してもらう

### 地域にあった研修や活動

地域によって介護支援専門員の取り巻く環境は異なる。  
地域の特性も違う中で、ニーズにあった研修ができる。



## 協会が発展していくためのお願い

協会の運営は皆様の協力  
や会費で成り立っています。  
まずは協会に関心を持ち続け  
ていただき、充実した活動に  
なるように参加の意識を持っ  
ていただけたらうれしいです。

参加の方法はいろいろです！

- ①役員や活動員として企画や運営に関わる
- ②研修会や交流会に参加する
- ③入会して会費で応援
- ④アンケートの回答や意見を言う など

役員や活動員は使命感をもって取り組んでいます。  
前向きなご意見、ご協力をお願い申し上げます。

# 教えて！！看護小規模多機能型居宅介護のケアマネさん♪

株式会社 クロス・サービス福祉事業部  
副部長 上野 瞳子さん です。



今回は看護小規模多機能型居宅介護事業所で働いているケアマネさんにスポットを当てて、お話を聞いてみたいにゅ♪

**Q 自己紹介をお願いします♪**

**A** 看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下、「看多機」といいます)の介護支援専門員として勤務しています。

愛媛県介護福祉士会の理事として介護職のスキルアップや仲間づくりへの活動も大切にしています。自分自身は地域における様々な課題を当事者が解決したり、納得できたりすることを大切に支援しています。

**Q** 看護小規模多機能ホーム ほのかのぬくもりのアピールをお願いします。

**A** 看護職が身近にいる強みを活かして認知症の人、がん末期の人の看取り、誤嚥性肺炎を繰り返している人など、多様なニーズに対応しています。

住宅街にありますので、とても静かな環境です。近くには同じ法人で運営している認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護もあります。また、サテライトとして“ほのかのめぐり”を保険地域で運営していますので医療サービスが必要な方に選択してご利用いただいています。地域の保育園とも交流を持っていて、子供たちが遊びに来てくれることもあります。



**Q 福祉の仕事を始めるきっかけは？**

**A** 愛媛県内の大学を卒業し在宅サービスに関わりたくて就職しました。

**Q** 看多機のケアマネのお仕事内容を教えて下さい。

**A** アセスメントプロセスの展開は居宅介護支援事業所のケアマネと同じです。訪問、通い、泊まり、訪問看護を利用者のニーズにそって組み立てていきます。同じ事業所のスタッフですから、すぐにメンバーを集めて話し合いや調整がしやすいこと、お互いの考えが想像できて役割分担がスムーズに行われます。更にケアマネはその調整の結果を現場で確認できるのでモニタリングやケアプランの修正を適時行うようにしています。

**Q** 看多機のケアマネとしてのやりがいや醍醐味、大変なことは何ですか？

**A** 多職種でチームになって24時間支援するためには、支援の方向性を共有しそれぞれの職種の強みが十分に発揮できる環境をつくる必要があります。職種の違い、個人の違

いを認め合い一丸となれるようにコミュニケーションを細目にとることを意識しています。まとめる大変さもありますが「手数が多い」「効果を現場で利用者や家族、直接支援している人達と共有できる」のが醍醐味と思っています。



看多機や小多機などの訪問は訪問介護のように細かいしばりがないにや。時間の刻みもないので利用者の状態に応じて柔軟に対応ができるけど、ケアマネは判断力やコーディネートを求められるんじやないかにやあ。



#### Q ケアマネとして自己研鑽はされていますか？

A 役職者の研修やメンタルヘルスなどの研修を受講しています。全国小規模多機能型事業所連絡会で1年に一回開催される全国大会に参加したり、愛媛県地域密着型サービス協会が主催している学習会(小規模ネット)で実施されるグループワークでグレーゾーンの支援、マネジメントの工夫や家族への対応などの情報交換の場を持っています。

#### Q 看多機のケアマネとしての課題はありますか？

A 看護職の専門性は高齢者の生活を支える上でとても重要ですが、病気や治療に対して生活場面より優先されたり、ご利用者や介護職が病気の理解が乏しかったり、治療に協力的でない場合は「なぜそうなるのか」を、ご利用者を中心としたチームで考えます。介護職の強みは利用者の生活に寄り添い、利用者のこだわりや習慣を側で見守り家族も気づいていない側面に気づくこともあります。治療と利用者の望む暮らしの妥協点を見つけていくための関りを意識しています。



ほのかのぬくもりでは

利用相談・施設見学等隨時対応できます。

お気軽にお問合せ下さい。

住所:松山市朝生田7丁目 13-28

TEL:089-933-8841



上野さん貴重なお話ありがとうございました。

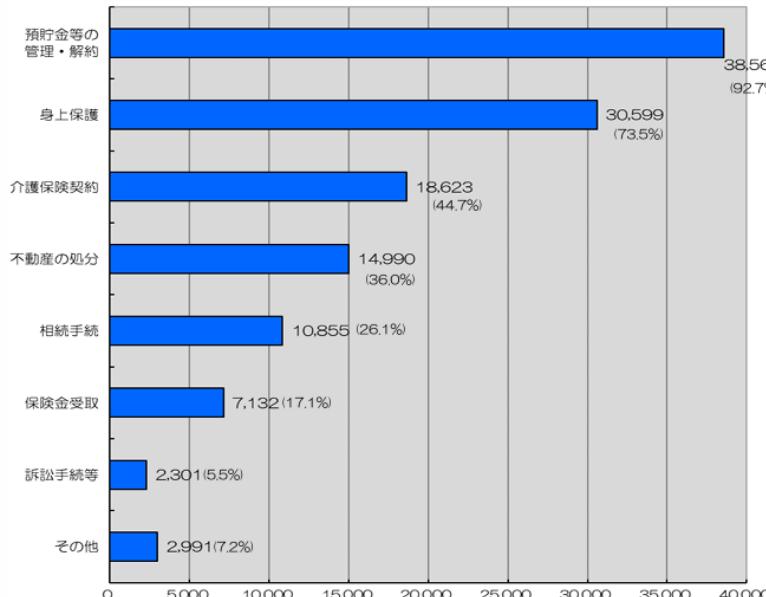


## 話題提供～成年後見制度について～

利用者ご家族から「ケアマネさんは成年後見制度を勧めるけど、その後のことを考えたことある？」と言われて調べてみました。

### 申立ての動機別件数(令和6年)

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。



(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数(41,620件)とは一致しない。

(注3) 割合は、終局事件総数を母数としたものである。

資料:最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－」

現状にあった制度になるよう制度の見直しが検討されています。

\*成年後見制度は利用し始めるとやめることはできない。

\*長期になると成年後見人の親族が高齢になり担えなくなったり、煩雑な手続きが負担になって専門職に変更になる場合も少なくない。

\*専門職が選任される場合が急増している。

\*身寄りのない高齢者の増加に伴い市区町村長の申立が大幅に増えている。ただし、自治体によって申し立てに差がある。

厚生労働省 HP 資料より引用

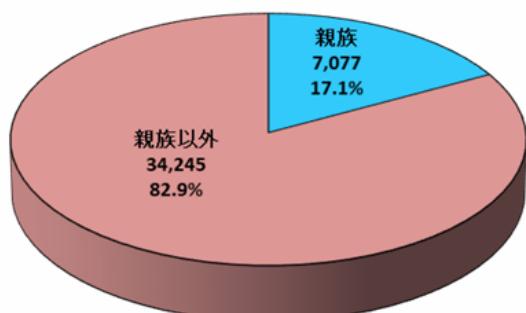
「成年後見制度の現状」

令和7年5月

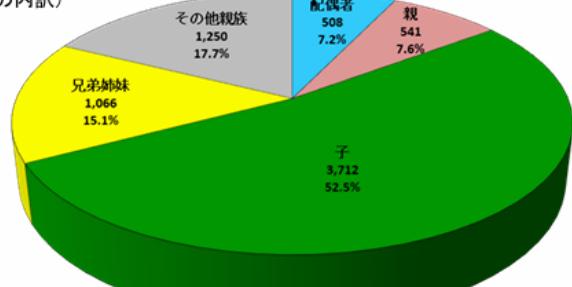
### 成年後見人等と本人との関係別件数(令和6年)

- 成年後見人等と本人の関係については、親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが7,077件(全体の約17.1%)、親族以外の第三者が選任されたものが34,245件(全体の約82.9%)となっている。

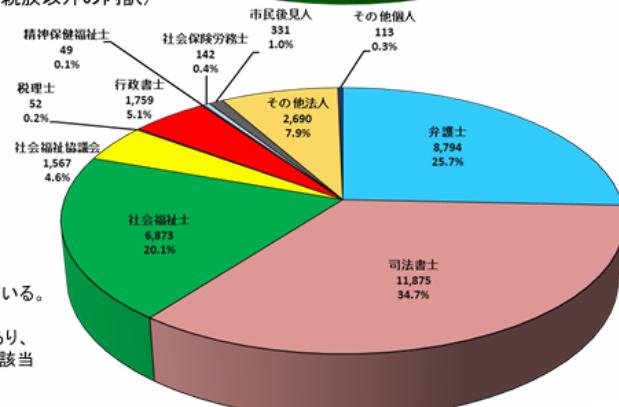
(親族、親族以外の別)



(親族の内訳)



(親族以外の内訳)



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注3) 関係別件数とは、成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、認容で終局した事件総数とは一致しない。

資料:最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－」より作成

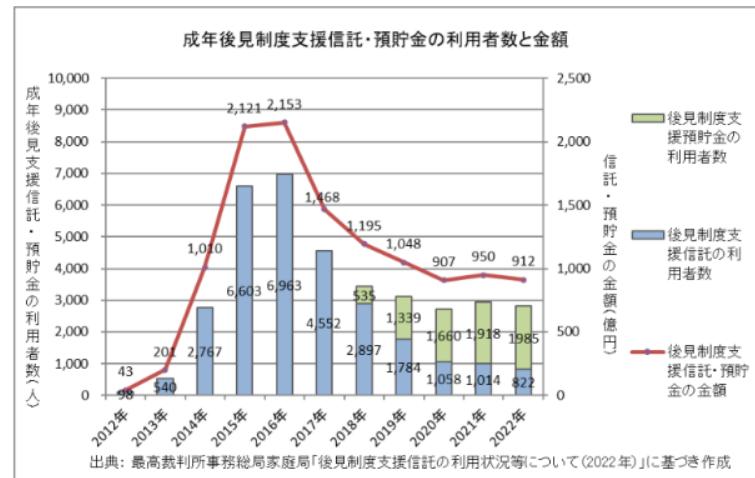
・柔軟な財産管理ができにくいことがある。

例)本人が施設に入所中で自宅を売却したいときに、ある程度の預貯金がある場合は認められないことがあるというように、お金の使い道には家庭裁判所の指示が必要な場合がある。

それくらい厳しくないと人の資産を  
安全に管理できないんだろうにや。

・不正の予防や成年後見人の負担を軽減する仕組み

**後見制度支援信託および後見制度支援**  
預貯金とは、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金（小口口座）として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託口座（または大口預貯金口座）に預ける仕組みのことをいいます。大口預貯金口座からお金を引き出すときは家庭裁判所の指示書が必要になる。



※成年後見制度の現状や課題はケアマネジメントにも影響します。問い合わせをされたご家族は専門職から成年後見人を引き継いだ親族の方ですが「成年後見制度の利用をやめる」ことができないことも課題と言われておりました。成年後見制度は介護支援専門員としても頼りになる制度ですが、制度の複雑さや扱い手不足、ニーズの増大で今後、どのようなことが起こるのか注視していきたいところです。

## 成年後見制度

## 成年後見制度の見直しに向けた検討

令和7年6月  
法務省民事局

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された  
①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

### 現状及び課題

#### 【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

#### 【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

#### 【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

### 政府方針

#### 第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約 (R4.10.7抄)  
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見  
28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひそく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。  
(a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひそく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

## ちょっとひと息

ある利用者様が入院になったときのメールのやり取りです。  
「お世話になります。〇〇様、肺炎のため本日入院となりました」と入力したかったのですが

お世話になります。  
〇〇様、肺炎のため本日入荷になりました。

と送ってしまいました。後で訂正しましたが、優しい事業所さんは「察しましたので大丈夫です…(笑)」

と、神対応で返ってきました。 おかしな誤字変換、誰しも経験しているのではないでしょか…。そんなこんなで、日々お疲れの皆さん、癒しを求めて、自家焙煎コーヒーの美味しいお店をちょっと紹介致します。

お隣の高知県四万十市にあるコーヒー喫茶「ウォッチ」。店内は、ステレオで心地よいジャズのBGMが流れ、とてもおしゃれで落ち着きある空間を楽しめるとろです。モーニングや簡単なランチメニューもあります。皆さん、お時間あれば是非行かれてみて下さい。とても癒されますよ。



ウォッチは「時計」か  
「見る」か、何だろうにや



## 掲示板

編集部より

地域で頑張っているケアマネさん達をご紹介ください。

発行元

一般社団法人  
愛媛県介護支援専門員協会  
〒791-0244  
愛媛県松山市水泥町90-1  
愛媛県介護支援専門員協会事務局  
Mail  
ecma20150418@gmail.com

### 編集後記

今回は愛媛県介護支援専門員協会を知ってもらおうという企画でした。会員の皆様はいろいろなご意見をお持ちだろうと思いますが、企画や運営に関わってくれている人たちの負担を軽減しながら、協会の活動に参加しやすい組織づくりが必要です。そのためには今の協会の現状を知ってもらい身近な存在に感じてもらえるようにこれからも広報していきたいと思います。

最後に発行が大幅に遅れましたことを深くお詫びいたします。(岸)